

京都市告示第414号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年11月9日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
嵯峨野西梅津線	右京区梅津西浦町24番地の14地先から	旧	メートル 19.70	メートル 5.49 ~ 6.28
	同町24番地地先まで	新	19.70	6.00 ~ 7.70

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
梅津経50号線	右京区梅津西浦町24番地の14地先から	旧	メートル 40.00	メートル 3.96 ~ 4.45
	同町24番地の32地先まで	新	40.00	4.33 ~ 7.60

(建設局土木管理部道路明示課)